

平成27年第3回川根本町議会臨時会

会 議 録

会 期 自：平成27年10月21日
至：平成27年10月21日

川 根 本 町 議 会

平成 2 7 年第 3 回川根本町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（1 0 月 2 1 日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第 51 号の上程、説明、質疑、採決	6
○議案第 52 号の上程、説明、質疑、採決	9
○日程の追加	15
○議長辞職	15
○日程の追加	16
○議長の選挙	16
○日程の追加	18
○副議長辞職	18
○日程の追加	18
○副議長の選挙	19
○常任委員会委員の選任	21
○日程の追加	21
○議会運営委員会委員の選任	21
○諸般の報告	22
○議席の一部変更	22
○駿遠学園管理組合議会議員選挙	22
○閉 会	23



川根本町告示第 119 号

第 3 回川根本町議会臨時会招集告示

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項及び第 102 条第 3 項の規定により、平成 27 年第 3 回川根本町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 27 年 10 月 16 日

川根本町長 鈴木 敏



1. 期 日 平成 27 年 10 月 21 日

2. 場 所 川根本町役場

3. 付議事件

(1) 工事請負契約の締結について

(平成 27 年度 合併特例事業（仮称）川根本町若者交流センター建設工事)

(2) 平成 27 年度川根本町一般会計補正予算（第 4 号）

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1 番	藺	田	靖	邦	君
2 番	坂	本	政	司	君
3 番	野	口	直	次	君
4 番	根	岸	英	一	君
5 番	中	澤	莊	也	君
6 番	芹	澤	廣	行	君
7 番	太	田	侑	孝	君
8 番	山	本	信	之	君
9 番	森		照	信	君
10 番	鈴	木	多	津 枝	君
11 番	小	藪	侃	一 郎	君
12 番	中	田	隆	幸	君

不応招議員（なし）

平成 27 年第 3 回川根本町議会臨時会会議録

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 27 年 10 月 21 日 (水) 午前 9 時開議

諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 51 号 工事請負契約の締結について

日程第 4 議案第 52 号 平成 27 年度川根本町一般会計補正予算 (第 4 号)

日程第 5 常任委員会委員の選任

追加日程第 1 議長辞職

追加日程第 2 議長の選挙

追加日程第 3 副議長辞職

追加日程第 4 副議長の選挙

追加日程第 5 議会運営委員会委員の選任

追加日程第 6 議席の一部変更

追加日程第 7 駿遠学園組合議会議員選挙

出席議員（１２名）

１番	藺田靖邦君	２番	坂本政司君
３番	野口直次君	４番	根岸英一君
５番	中澤莊也君	６番	芹澤廣行君
７番	太田侑孝君	８番	山本信之君
９番	森照信君	１０番	鈴木多津枝君
１１番	小藪侃一郎君	１２番	中田隆幸君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	長嶋一幸君
企画課長	山本銀男君	税務課長	伊藤千佳子君
福祉課長	鳥本宗幸君	生活健康課長	野崎郁徳君
産業課長	後藤泰久君	建設課長	大村浩美君
商工観光課長	安竹賢治君	教育総務課長	前田修児君
生涯学習課長	藪下和英君	会計管理者	中野裕文君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開会 午前9時00分

◎開 会

○議長（中田隆幸君） ただいまから平成27年第3回川根本町議会臨時会を開会いたします。

◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
今期臨時会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので御了承ください。

◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
10月16日、町長から第3回臨時会を招集する告示をした旨、通知がありました。
今期臨時会はお手元に配付のとおり、議案2件が町長から提出されております。
次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容につきましてはお手元に配布のとおりです。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（中田隆幸君） 今期、臨時会召集にあたり、町長より行政報告を兼ねまして、御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。
○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。それでは、行政報告をさせていただきます。
まず、16日に全協が行われました。その後、東京におきまして国会議員との首長の意見交換会がございまして、出席をしております。
17日にはさゆり幼稚園の運動会がございましたけれども、出席をしておりません。
19日ですが、町の商工観光委員会が開催され、いろんな御意見をいただきました。
20日には今日提案させていただきます入札の執行をしております。
よろしくどうぞ御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

なお、少し風邪を引いているものですから、いつもの声が出なくて申し訳ありませんけれども、よろしくお手柔らかにお願いをしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 御苦労様でした。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（中田隆幸君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、6 番、芹澤廣行君、7 番、太田侑孝君を指名いたします。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（中田隆幸君） 日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

◎日程第３ 議案第 51 号 工事請負契約の締結について

○議長（中田隆幸君） 日程第３、議案第 51 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第 51 号の提案理由の説明をさせていただきます。

本案は平成 27 年度合併特例事業、川根本町若者交流センター建設工事の請負契約の議決を求めるものであります。本工事につきましては、去る 10 月 20 日に 8 社をもって指名競争入札を実施いたしました。その結果、大河原・富田特定建設工事共同企業体が落札し、契約金額 2 億 844 万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。これは税込みでございます。工期につきましては、議決の日の翌日から平成 28 年 3 月 18 日を予定しております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。本案について質疑はありま

せんか。10 番、鈴木多津枝君。

○10 番（鈴木多津枝君） 今朝になって通告を出したものですから、もしかしたら数字的なことでは回答ができないものもあると思いますけども、それは私の方のミスでもありますので、お許しいただきたいと思います。一応、通告を出したものに従いまして、質問させていただきます。

最初に予定価格について、税込み、税抜き、分かりやすい形では契約金額に対応して税込みで教えていただきたいと思います。それから、予定価格と落札価格の差額がかなり1億円近い3分の1くらい安くなっているということで、大きいわけですがけれども、その原因は低入札とまではいかないのかもしれませんが、どういうものがあるのかお聞きします。

それから、3番目と4番目を一緒にして、この落札業者は特定建設工事共同企業体という形をつくって入札に参加したことになっていますけれども、そのもう1社の澤本建設、藤田さんはジェイ・ブイという形で入札に参加したのかなと思うのですが、そのジェイ・ブイと特定共同工事企業体というものの違いはどのようなものなのか、教えていただきたいと思います。そして、この共同企業体を組むわけだから、責任の分担とか経費の分担とか利益の分担とかあると思うのですが、そういうものがきちんと行政のほうに報告があるのか、それとも出来高次第となっているのかどうか、その点について説明を求めます。

それから、工期について教えていただきたいと思います。

それから、6点目ですが、入札参加企業ごとの入札額を教えてください。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 鈴木議員の御質問にお答えします。6点ありますけれども、順次行きたいと思います。

最初に予定価格ですが、予定価格については2億7,583万2,000円、それに対しての落札額は2億844万円となります。これは税込みとなりますので御承知おください。

それから、予定価格と落札額の差額の原因でございますけれども、これにつきましては、町にあっては国県の示されている設計基準等に基づいて積算しておりますし、その価格の差額につきましては、あくまでも落札業者の誠意と努力によるものだと考えております。

それから3番目ですが、特定建設工事企業体とジェイ・ブイとの違いはということですが、これはジョイントベンチャーということで、同じ名称を横文字に変えただけのものであります。

それから、4番目に経費や収益、責任等の分担はということで、これはうちのほうに参加願いが出るときに分担の内容を書かれたものが提出されます。ただし、その内容に

については3社の協定により分担されていますので、それについてはうちのほうが発関するところではありません。

それから5番目ですけれども、工期については、先ほども町長が提案の中で言われたように、この議会で採決されましたら、その翌日から来年の3月18日を予定しております。

それから、入札参加業者の入札額ですけれども、それぞれ入札業者は8社ございます。全部読むのもあれですので、最高額というか一番高い金額で入札された方が、2億5,130万円、これは税抜きでございます。2億5,130万円でございます。それから、落札された方の次点の方ですけれども、これについては平井工業株式会社さんという会社でございますけれども、2億700万円でございます。そのほか詳細については、当然うちのほう、情報公開条例の中で全て落札の内容は公表しておりますので、総務課のほうで閲覧いただいたらありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 3点目にお聞きした責任の分担についてというところで、何か瑕疵とかがあった場合にこういうジョイントベンチャー、ジェイ・ブイというか共同企業体になると、そういう取扱いはどうなるんですか。やる部分も違うと思うんですよね、参加する、その企業体組んでいる得意得意をやるようになるのか、よくわからないんですけれども、どういうふうになるのかなと。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 一番心配される場所かと思っておりますけれども、それについてはあくまでも一番の代表者がございます。その方が全責任を持ってその割り振りをするというような形になっておりますので。なお、ジョイントを組んだことによってその企業体の基盤が大きくなりますので大変よろしいことではないかと。こういった特に短期間で短い施行を、かなり精度を上げてやる場合なんか、ジョイントベンチャーは良い形ではないかと私たちは思いましたけれども。感想で申し訳ありません。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第 51 号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 52 号 平成 27 年度川根本町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（中田隆幸君） 日程第 4、議案第 52 号、平成 27 年度川根本町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは議案第 52 号の提案理由の説明をさせていただきます。

平成 27 年度川根本町一般会計補正予算（第 4 号）の概要につきまして説明をさせていただきます。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,580 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72 億 1,448 万 1,000 円としたいものであります。今回の補正は特別養護老人ホームあかいしの郷増床計画に伴う予定敷地隣接地間伐委託料の追加、予定敷地造成工事請負費の追加、予定敷地伐採補償費の増額と、林道の維持管理委託料及び重機借上げ料の増額、治山維持管理委託料の増額などが主なものです。

それでは事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般 5 ページからご覧ください。

第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費は、5,280 万円の増額です。これは老人福祉費として、特別養護老人ホームあかいしの郷増床計画に伴う予定敷地隣接地間伐業務委託料の追加、予定敷地造成工事請負費の追加、予定敷地内立木伐採補償費の増額をお願いするものであります。

第 6 款農林水産業費、第 2 項林業費は 2,300 万円の増額です。これは林業費として、林道維持管理のための林道施設小規模修繕費の増額及び林道維持管理のための重機借上げ料の増額。治山費として、治山維持管理のための治山施設小規模修繕料の増額をお願いするものであります。

事項別明細の一般 4 ページをご覧ください。第 18 款繰越金、第 1 項繰越金は 7,580 万円の増額です。これは前年度歳計剰余金の一部を計上するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。本案について質疑はありますか。10 番、鈴木多津枝君。

○10 番（鈴木多津枝君） 10 番、鈴木です。通告が先ほどと同じで遅くなりましたけれ

ども、一応通告にしたがって質疑をさせていただきます。

本来だったら、こういう補正予算は事項明細書を元に、全協などできちんと資料もいただいて説明がなければならないと思うんですけども、そういうことがほとんどないままの本会議ということで、たくさん通告をさせていただきました。

まず1点目ですけれども、3・1・3の老人福祉費のあかいしの郷30床増床のための建設工事ですけれども、これはいつから行う、工期ですね、いつ開始でいつまでというか、そういうことについて。また、増築の場合は全協でも言ったんですけども、国県などの建設に対する公費補助があると思うんですけども、増築の場合も。法人さんのほうでなんかそれは受けたくないような意向を示されたというんですけども、そのことについて、行政はどういうふうに公費補助について、やっぱり受けてきちんとやったほうがいいとかいうことは言わなかったのかどうか、そういう点についてお聞きいたします。

それから2点目ですけれども、当初の建設時の敷地について、無償提供でやったわけですけれども、その増設する時について、敷地造成費を無償提供しますという約束をいつどのようなところというか、どのように約束をされたのかその経緯について、無償提供するというものの経緯についてお聞きいたします。

それから3点目ですけれども、今全国的にほとんどの介護事業所が職員不足、職員の介護ヘルパーさんたちの確保に困っているということがしばしば新聞やテレビなどでも報道されているとおり、大きな社会問題になっているわけですけれども、あかいしの郷さんはどうなのか。増床することで、職員の確保の見通しなどについて確認されたのかどうか、お聞きします。

それから4点目ですけれども、社会福祉法人の中には多額な内部留保があるということも報じられています。留保している法人としていない法人、平均すると特別養護老人ホームで約3億円くらいの内部留保があるんじゃないかという報道も一部見受けられるのですけれども、そういう経営が社会福祉法人の場合非公開というんですかね、経営の内容が。そういうことについてももっと公開をして透明性を図って地域の人たちに信頼をされるようにしていかなければならないというような、厚生労働省の指導というんですかね、委員会などでの指摘などもありますけれども、あかいしの郷さんでも、これまで経営内容が議会に報告されたことは一度もありません。そういう中で今年の3月に法人のご家族様より1,000万円の多額の寄付を町がいただいたということで、やはりきちんと経営の内容の透明性を図っていかないと、社会的にやはり委託もないところを行政が条件付きの寄付を受けたんじゃないかというふうな疑問をもたれることにもなりかねませんので、町はこのあかいしの郷さんなど、そういう福祉事業所から運営の報告などを提出していただいているのか、運営内容をきちんと確認しているのか、そういうことについてお聞きいたします。

それから13節の隣接地の間伐委託料で220万円増額の補正予算なんですけれども、

220 万円という金額がどういうふうにして計算されたのか。

それから 15 節の工事請負費 5,000 万円という多額な金額ですけれども、これについてもどういう計算で予算に出されたのか、積算内容、それから 22 節の補償補填及び賠償金 60 万円の増額について、この 3 点についてどういう計算、根拠で補正予算に計上されたのか説明を求めます。

それから 6・2・5 の林道費のほうですけれども、2,200 万円の増額になっているんですけれども、内訳としては 13 節委託料の林道維持管理費、維持管理委託料で、当初予算では 1,800 万円計上していたのが、1,200 万円増額、それから 14 節の使用料及び賃借料も、重機の借上げ料ということで、当初予算で 1,500 万円計上していたのを、今回 1,000 万円増額ということで、かなり大きな補正予算を行うわけですけれども、それぞれのこれまでの当初予算に対する実績内訳と増額の必要性、その理由について説明を求めます。

それから最後に 6・2・6 の治山費のほうで、13 節治山維持管理委託料で当初予算 100 万円が上がっていましたが、今回また同額の 100 万円の増額ということで、先ほどと同じように実績内訳と増額する理由の説明を求めます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 答弁を求めます。福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

それこそ準備期間が少なかったものですから十分なお答えになるか分かりませんが、御質問の趣旨に沿ってできるだけ丁寧にお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず 1 点目でございますけれども、30 床の増築の建築費でございますけれども、これは法人のほうで試算をした建築費でございますけれども、3 億 8,750 万円を建築費として予定をしております。建設工事の開始時期でございますけれども、現在町のほうで補正予算を、お認めいただいたものを含めてこれから造成工事等を行っていきます。その工事終了後建築に取り掛かるということでございますけれども、予定としましては、平成 28 年の 4 月から建築に取り組んでいきたいという風に考えております。なお、国県などの公費補助の件でございますけれども、6 月議会でもお答えをさせていただきましたけれども、ユニット型 1 床あたり増築につきましては補助基準単価が 382 万 2,000 円、30 床の増床で 1 億 1,466 万円の補助基準額となります。ただし、今回につきましては、法人のほうからですね、本年の 6 月 24 日、町からの問いに対しまして文書で県の補助金を活用せずに法人として整備いたしますという文書をいただいております。それに沿いまして、法人の自主財源で建築工事を行うということになってございます。

2 点目の無償提供についての約束でございますけれども、これについては敷地提供の取り決めは現在のところしてございません。今回、このあかいしの郷に土地の提供を決断した根底についてはですね、入所の待機者が当町においても 100 人ほどいらっしゃる

ということで、それに少しでも対応するために今回作成した第6期の川根本町介護保険事業計画に基づいて増床をするということで、法人との話し合いの中で決定したものであって、まだ文書等の取り決めは現在ございません。またこれについても、6月の議会でお答えをさせていただきましたけれども、敷地造成後に過去に結んだ町有財産無償貸付変更契約を締結する予定であります。なお、この無償貸付の根拠については社会福祉法第58条及び町の財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例に基づいて無償貸付契約を締結する予定でございます。

3点目でございます。職員の関係でございますけれども、今回30床の増床にあたり臨時さんも含めると約20名ほどの職員が必要になるかと考えます。法人として当然職員の確保に努めていただくことは当然でありますけれども、法人として川根本町内での現地採用、また社会福祉法人恒人会グループ内で色々な施設を持っておりますので、その施設等からの派遣等により確保はできるというふうに考えております。

4点目でございます。あかいしの郷、法人等の経営の報告でございますけれども、あかいしの郷単体での経営報告は毎年町としていただいております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 鈴木議員の5番目の質問についてお答えさせていただきます。

1つ目ですけれども、13の委託料、隣地の間伐委託料220万について内容をお聞かせくださいということですが、これについては、伐採工、集積工、破碎工等の経費を見積もりで、業者さんからいただいて計上させていただいております。今後の契約の案件でございますので、その詳細の単価等については、少しここで述べることは差し控えさせていただきます。

次に2番目の工事請負費でございます。5,000万円の追加ですけれども、これについては全協でもお話をいただいたとおり、造成工事と駐車場、そのほか諸々の工事の経費でございます。その造成工事の内容としては掘削工、法面工、土砂運搬、擁壁工、貯水路工などを予定しております。駐車場整備工事については、舗装工、区画線、整地工などを予定しておおよそ見積のとおりでございます。

3番目として、補償金の関係でございますけれども、60万円の増額ですけれども、今回の補正については、今まで現地の調査をしていただいております。すでに契約させていただいておりますけれども、その関係で出てきた補償額が6月の補正させていただいた額よりも多かったというようなことで増額をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 林道費についてお答えさせていただきます。実績ですが、小規模、林道維持管理委託料13節になります。予算1,800万に對しまして昨日現在の

施行状況ですけれども、1,404万691円となっております。次に重機借上げ料ですが、1,500万円の予算に対しまして、1,333万6,128円の執行になっております。補正の増額をお願いする理由ですけれども、近年の雨の降り方が短時間に強い雨が降るような機会が多くなっております。また今年は雨が多く、特に7月は10ヵ年の月の総雨量平均が380ミリほどに対しまして、676ミリの雨量を記録しております。そういったことがありますて、林道が荒れる、路面が荒れたり法面が崩れる、そういった原因を引き起こしやすいような雨の降り方となっております。またこれから木の伐採に適した時期を迎えるに当たって、林道の安心安全な利用をするために必要な維持管理費の増額をお願いするものです。

続きまして治山費につきましてですが、実績は予算100万円に対しまして、これも昨日現在ですが、97万2,000円の執行状況になっております。補正の理由ですが、今後県の補助金をもらって治山事業を進めます。その中で、施行に当たりまして地元の地権者方からも木の伐採のほうをお願いされておりますが、補助事業で行うにあたって木の伐採のほうが工事のほうに含められません。そういった木の伐採とか、あとは治山の安全な維持管理のための維持管理費としてお願いするものであります。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当に答弁ありがとうございました。

再質問のところで、4点目に運営報告などがでているかということで、あかいしの郷単体の報告はいただいているということだったんですけれども、議会にそういうものを、そのまま全部でなくてもいいですけれども、どういう内容になっているのか、私たち一度も知らないんですよ。人件費にどれくらい使っているのかとか、いくらあかいしの郷さんが収入があるのかとか、全く知らないでここまできているんですけれども、法人の内容だから、経営内容だから報告できないというようなことを何回か言われた記憶がありますけれども。それについて、きちんと議会に報告しても良いものと私は思うんですけれども、行政はどのように考えているのか、お願いいたします。

それから、30床増築の話をして町の待機状態、100人近い待機者がいるということで、町の課題としても解決を図らなければいけない問題だということで、あかいしの郷さん法人と相談をされたということですから、寄付金はその相談をする前にいただいたのか、相談をした後にいただいたのか、その、この2点をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 答弁を求めます。福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 1点目の経営報告のことについてでございます。先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたけれども、あかいしの郷単体で報告はいただいております。なお、法人としての監査、監督権につきましては県が権限をもっているということで、町のほうでは監督権限はございません。報告等については、また社会福祉法等の法を参照して適性に対応をしていきたいと思っております。

増床の計画に就きましてはですね、先ほども答弁させていただきましたけれども、第

6期の介護保険事業計画に増床の計画が出されたということで、恒人会の法人より4月1日付けで増床の計画の申請書が町のほうに出されて、増床を進めたいということが始まってございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） ご質問の中で、寄付金と増床の話の前後の関係ということでお話がありましたが、寄付金については増床の前にお話があって、それも人材育成にというふうな話をされておりました。以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 確認ですけれども、経営報告書については結局議会には出せるんですか、出せないんですか。それと、そのまんまのコピーでなくても良いんですけれども、概要について出せるか出せないか。

それからもう1点、寄付金について、増床の前に副町長が寄付金をいただく話があったという答弁だったんですけれども。なんか福祉課長の先ほどの説明では第6期介護保険事業計画の中で増床という方針を打ち出してるわけですよね。介護保険事業計画というのは昨年1年かけて作ったもので、最後のギリギリで増床が決まったということなんでしょうか。私は増床計画のほうが先だったのかなと思っていたんですけれども、寄付のほうが先だということになると、それも加味して行政が増床なんていうことにはあり得ないでしょうけれども、考えられてもしようがない。ちょっと答えがどうなっているのか。きちんといつ頃というふうに言っていただければ分かりやすいんですけれども。

○議長（中田隆幸君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） この寄付金という話の詳細であります。私どもは寄付をしてくれるという純粋な気持ちで承っております。ですから、それを素直に承っていただき、そしてそれは人材育成のための基盤の基金としてやっていきたいと、そのように考えております。ですから、寄付金とこの増床の関係は一切ありません。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 経営報告の議会への報告ということでございますけれども、町として議会への報告義務は無いというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 鈴木君の質問は既に3回となりましたので、ここで打ち切ります。

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 52 号、平成 27 年度川根本町一般会計補正予算(第 4 号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第 52 号、平成 27 年度川根本町一般会計補正予算(第 4 号)は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前 9 時 4 1 分

再開 午前 1 0 時 2 9 分

○副議長(小藪侃一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○副議長(小藪侃一郎君) 議長、中田隆幸君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、ただちに議題としたいと思います。

議題とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(小藪侃一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第 1 議長辞職

○副議長(小藪侃一郎君) 追加日程第 1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、中田隆幸君の退場を求めます。

(中田隆幸君退場)

○副議長(小藪侃一郎君) 職員に辞職願を朗読させます。

(事務局朗読)

○副議長（小藪侃一郎君） お諮りします。

中田隆幸君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（小藪侃一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、中田隆幸君の議長の辞職を許可することに決定しました。

中田隆幸君、入場願います。

(中田隆幸君入場)

◎日程の追加

○副議長（小藪侃一郎君） ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、ただちに選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（小藪侃一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、ただちに選挙を行うことに決定しました。

◎追加日程第2 議長の選挙

○副議長（小藪侃一郎君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長（小藪侃一郎君） ただいまの出席議員は12人です。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に8番、山本信之君、9番、森照信君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名投票です。

(投票用紙配布)

○副議長（小藪侃一郎君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（小藪侃一郎君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長（小藪侃一郎君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いします。

(事務局呼名・投票)

○副議長（小藪侃一郎君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（小藪侃一郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。8 番、山本信之君、9 番、森照信君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○副議長（小藪侃一郎君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 11 票、無効投票 1 票。

有効投票のうち、太田君 6 票、中田君 5 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3.00 票です。

したがって、太田君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場閉鎖解除)

○副議長（小藪侃一郎君） ただいま議長に当選された太田君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

太田君、議長当選の承諾及びご挨拶をお願いします。

○議長（太田侑孝君） ただいま議長選挙の結果、当選させていただきまして、誠にありがとうございます。大変重要な選挙でございまして、現実になりまして、大変その重責に緊張しているところでございます。2 年前に選挙が行われて、現在の 12 名の議員の皆様が揃っておるわけでありますが、2 年間経過しまして、これから本格的に一人ひとりの議員さんがさらに充実度を増して、それが議會を充実させていくというようなことが、非常に大事なところを迎えていると思います。

ちょうど今、東京のどこかのビルで、柱が基礎に届いていないとかいうことで、沈下減少で大問題になっております。偽りのデータや嘘を固めて運営してきたつけというのはかなり大きいものだと思います。それだけに私たちは、私は議長としても当然一日一日、一件一件を慎重に事を進めて参りたいと考えております。

言葉は足りませんけれども、この重責を果たすべく一生懸命つとめて参りたいと思いますので、皆様にはご協力のほど、あるいはご指導ご鞭撻を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（小藪侃一郎君） これで臨時議長の臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

議長、議長席にお着き願います。

○議長（太田侑孝君） それでは、ここでしばらく休憩といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時09分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩全に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（太田侑孝君） 副議長、小藪侃一郎君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第3 副議長辞職

○議長（太田侑孝君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、小藪侃一郎君の退場を求めます。

（小藪侃一郎君退場）

○議長（太田侑孝君） それでは職員に「辞職願」を朗読させます。

（事務局朗読）

○議長（太田侑孝君） お諮りします。

小藪侃一郎君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、小藪侃一郎君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

小藪侃一郎君、入場願います。

（小藪侃一郎君入場）

◎日程の追加

○議長（太田侑孝君） ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎追加日程第4 副議長の選挙

○議長(太田侑孝君) 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉じます。

(議場閉鎖)

○議長(太田侑孝君) ただいまの出席議員は12人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、8番、山本信之君、9番、森照信君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。

(投票用紙配布)

○議長(太田侑孝君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 配布漏れなしと認めます。

それでは、続いて投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(太田侑孝君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

(事務局呼名・投票)

○議長(太田侑孝君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。8番、山本信之君、9番、森照信君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(太田侑孝君) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、有効投票のうち、鈴木多津枝君6票、中澤莊也君6票であります。

したがって、全協でお知らせしましたように、くじによってこれを決定してい

たいと思います。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目はこの順序によってくじを引き当選人を決定するためのものです。

くじは抽選棒で行います。

それでは立会人の山本信之君、9番、森照信君、こちらのほうへお願いします。

それではまず、くじを引く順序を決めるくじを行います。鈴木多津枝君、中澤莊也君、前へどうぞ。

くじを引いてください。

(鈴木多津枝君、中澤莊也君くじを引く)

○議長(太田侑孝君) くじをひく順序が決定しましたので報告します。

まず始めに中澤莊也君、次に鈴木多津枝君、以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

(議長呼名・くじを引く)

○議長(太田侑孝君) それでは、くじの結果を報告します。

くじの結果、中澤莊也君が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場閉鎖解除)

○議長(太田侑孝君) したがって、中澤莊也君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された中澤君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

中澤莊也君、副議長当選の承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○副議長(中澤莊也君) ただいま選挙、抽選ということで副議長に当選をさせていただきました、中澤です。鈴木議員に投票された方には非常に申し訳ないことをしたなというふうに思っております。

私は先ほど全協で申しましたとおり、やはり開かれた議会、町長がよく言われますように車の両輪として行政と議会は協力してやっていく。あと1点は委員会活動、これの活発化ということ、また議長と共に微力ですが努めて参りたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(太田侑孝君) ここでしばらく休憩とします。

休憩 午前11時24分

再開 午後 1時03分

○議長(太田侑孝君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第5 常任委員会委員の選任

○議長（太田侑孝君） 日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員はお手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

委員会条例第8条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は、委員会において互選することになっています。

◎日程の追加

○議長（太田侑孝君） お諮りします。

お手元にお配りしました追加議事日程第5から第7のとおり、議会運営委員会委員の選任のほか2件を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任のほか2件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第5 議会運営委員会委員の選任

○議長（太田侑孝君） 追加日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員はお手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

委員会条例第8条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は、委員会において互選することになっています。

委員会開催のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時20分

○議長（太田侑孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に、各委員会において委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

第1常任委員会委員長に藺田靖邦君、副委員長に鈴木多津枝君。

第2常任委員会委員長に芹澤廣行君、副委員長に根岸英一君。

議会運営委員会委員長に小藪侃一郎君、副委員長に中田隆幸君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎追加日程第6 議席の一部変更

○議長（太田侑孝君） 追加日程第6、議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。変更した議席は、お手元にお配りしました議席票のとおりです。それでは、お手元の議席票にしたがいまして、議席を発表させていただきます。

（議席発表）

○議長（太田侑孝君） 以上の議席表といたします。

よろしくお願いいたします。

本日はこのままで、次回から変わっていただきます。

◎追加日程第7 駿遠学園管理組合議会議員選挙

○議長（太田侑孝君） 追加日程第7、駿遠学園管理組合議会議員選挙を行います。

この選挙は、1名選出させていただきます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

駿遠学園管理組合議会議員に中田隆幸君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました中田隆幸君を駿遠学園管理組合議会議員
の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました中田隆幸君が駿遠学園管理組合議会議員に当選
されました。

ただいま駿遠学園管理組合議会議員に当選された中田隆幸君が議場におられます。会
議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

中田隆幸君、駿遠学園管理組合議会議員当選の承諾及び御挨拶をお願いします。

○7 番（中田隆幸君） このたび皆様の計らいにより、駿遠学園の議員を勤めさせていた
だきますので、よろしくお願いしたいと思います。なお、鈴木さんには長年やっていた
だきましたので、私もまだ初めてのことで、色々ご指導いただければありがたい
と思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（太田侑孝君） ありがとうございました。

◎閉 会

○議長（太田侑孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成 27 年第 3 回川根本町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

閉会 午後 1 時 2 5 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年10月21日

議 長 中 田 隆 幸

議 長 太 田 侑 孝

署名議員 芹 澤 廣 行